

各事業所への周知事項について

1 電子申請届出システムについて（全サービス共通）

厚生労働省は、介護事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現する「電子申請届出システム」の運用を開始しています。当市においても令和7年4月より、本システムによる受付を開始します。なお、当面の間はこれまでの紙媒体等による申請も可能としますが、令和7年9月末までに電子申請に一本化することを予定しております。詳細は市ホームページ「介護事業所の電子申請届出システムについて」を参照ください。

2 指定申請の手引きについて（全サービス共通）

当市では、介護事業者の指定申請・更新・変更等の手続きを円滑に行ってもらうため、指定申請のために必要な手続きや必要書類をまとめた「介護事業者指定・許可申請の手引き」を作成しました。詳細は市ホームページ「介護事業者の指定・更新・変更等について」を参照ください。

3 介護予防・日常生活支援総合事業における申請窓口の統一について（居宅介護支援）

当市では、心身の状態に応じたサービス提供のため、25項目からなる基本チェックリストの実施を平川市高齢介護課地域包括支援係で一括して実施することといたしました。

また、「介護申請」又は「総合事業申請」のいずれに相当するか判断することを目的として、基本チェックリストを行う前に、「介護・総合事業申請受付票」を実施します。

「介護・総合事業申請受付票」については、要介護認定申請者も含めた全員へ実施することとし、新規申請の際、窓口に来庁されたケアマネージャーが被保険者の情報を把握していれば、お時間をいただきケアマネージャーへ聞き取りすることとします。また、被保険者の情報を把握していなければ、後日地域包括支援係から担当ケアマネージャーへ聞き取りをすることとします。受付票の結果、基本チェックリストの実施になる可能性もありますのであらかじめご説明いただくようお願いします。

※すでに総合事業を利用している方については、令和8年4月1日以降ケアプラン更新の際に同様の手続きが発生しますのであらかじめご了承ください。

4 要介護認定に係るお願いについて（居宅介護支援、地密特養）

(1) 要介護認定申請書の提出日と次回受診予定日の期間が1週間以内の場合は、医療機関へ受診予約及び主治医意見書作成の内諾を得たうえで、その旨を申請書の余白部分に赤字でメモ書きしてください（付せん用紙貼付不可）。

※メモ書きがない場合は、提出を受け付けない場合があります。

(2) 要介護認定申請書及び申請者情報の提供に関する書類等はクリップ留めしてください。

(3) 訪問調査票について、OCRの読み込み作業に支障をきたしますので、旧様式ではなく最新の様式を使用してください。（市ホームページに掲載）

※訪問調査票様式のうち PDF 版のものについて、読み込み不良のため市ホームページ上で

差替えしています。

- (4) 訪問調査票について、選択項目と特記事項の相違や選択誤り等、認定審査会事務局である津軽広域連合からの問合せ・確認事項が増加しており、認定審査会の円滑な運営に支障をきたしています。訪問調査票提出にあたっては、選択や特記事項の内容を精査のうえ提出してください。

2 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の特例入所について（地密特養）

平成 27 年 4 月 1 日以降、介護老人福祉施設（地域密着型を含む。以下「施設」という。）への入所が、原則として要介護 3 以上となっています。しかし、要介護 1 又は 2 の人についても、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所が認められています。（以下「特例入所」という。）

国では「運用にあたっては、透明性及び公平性が求められるとともに、特例入所の運用については市町村による適切な関与が求められる。」と示しており、青森県においても「青森県介護老人福祉施設入所指針」（以下「県指針」という。）を改正しています。

当市ではこのことから、近日中に市ホームページへ各様式や関連リンクを掲載する予定です。関係施設等においては、県指針に基づき適切な運営をお願いします。

5 ケアプラン及びサービス確認のお願いについて（居宅介護支援）

介護保険事業の適正な運営を推進するため、令和 6 年度より「介護給付適正化支援システム」を導入しました。居宅介護支援事業者が作成したケアプランや提供されたサービスが、利用者の心身状態に適合しているかを確認するためのヒアリングシートを作成し、対象事業者へ照会しますので、ヒアリングシートの内容をご確認いただき、回答をお願いします。なお、照会は年 2 回（9・2 月）実施する予定です。

6 運営推進会議について（グループホーム、地密通所）

令和 7 年度より開催通知のタイトルを「運営推進会議の開催について（令和__年度第__回）」に統一してください。特にグループホームでは、2 ヶ月に 1 回の開催が外部評価の隔年実施の要件となっており、当市で確認する必要があるため上記の書き方にするようお願いします。また運営推進会議に関する Q&A（別紙）も確認いただき、会議の目的、会議に必要な構成員を満たしているか等再度ご確認をお願いします。

7 施設入退所の報告について（グループホーム、地密特養）

グループホーム、介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む）については、必ず月末までの入退所の状況を翌月 5 日までに介護保険係まで提出してください（メール、FAX、窓口等）。様式は市ホームページに掲載しております。被保険者の居所の把握は、災害時等の非常事態の際にも重要になりますのでよろしくをお願いします。

8 事故報告について（全サービス共通）

先日メールでもお知らせしましたが、当市における事故報告の要領を作成しました。報告様式も変更となっております。事業者の皆様におかれましては、事故や感染症等が発生した場合は要領をご確認いただき、速やかに報告をしていただきますようお願いいたします。なお、報告の提出につきましては、高齢介護課あてメールにて（メールアドレス：kaigo@city.hirakawa.lg.jp）お願いいたします（FAX 不可）。

9 市への問合せ及び関連リンクについて

各サービスの人員、設備、運営基準及び介護報酬の取扱い等への質問がある場合は、市への質問の前に、国、県が発出している通知や Q&A 等を必ず確認し、なお疑義が生じた場合は質問してください。なお、質問は高齢介護課あてメールにて（メールアドレス：kaigo@city.hirakawa.lg.jp）お願いいたします（FAX 不可）。

厚生労働省及び青森県のホームページも適宜確認し、最新情報の取得に努めてください。

【関連リンク】

○介護保険 Q&A

http://www.kaigobank.jp/cgi/db/kensaku_ex.cgi

○厚生労働省法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

○WAM NET（介護保険最新情報）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

○青森県 介護・高齢福祉

<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/>